

◎新潟県告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和元年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
遠藤 剛（あん摩マ ッサージ指圧）	訪問医療マッサージ KEiROW えちご上越ステーション	上越市西本町2丁目3-33 CNビル3F	令和元年6月26日
福崎 喜彦（柔道整 復）	上越わかば整骨院	上越市南新町3-39	令和元年7月8日
市川 寿秀（柔道整 復）	いちかわ接骨院	妙高市学校町2-7	令和元年8月9日